

宮崎太陽でんさいネットサービス利用規定

宮崎太陽でんさいネットサービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社宮崎太陽銀行(以下「当行」といいます)が法人のお客様に対して提供するでんさいネットサービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で本サービスの申込を行うものとします。当行が契約者からの申込を承諾し、当行において所定の手続が完了した上で、契約者に対し当行が本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間で本規定が適用されるものとします。

第1条 本サービスの内容

本規定における本サービスの内容は、本規定第16条に定めるとおりとし、契約者が、契約者のパーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)によりインターネットを介して、またはその他の方法により、当行と契約者との取引に関するデータを授受し、当行がかかる取引の手続を行うサービスをいいます。なお、本サービスの内容に関しては、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

第2条 本サービスの申込

1. 申込方法

- (1) 本サービスのインターネットを介する取引は、宮崎太陽ビジネスWEB(以下「法人WEB」といいます)を通じて行い、本サービスの利用申込とは別に法人WEBの契約を締結するものとします。
- (2) 本サービスの利用申込にあたっては、本規定および関連規定の内容を承認の上、「でんさいネットサービス利用申込書」(以下「利用申込書」といいます)その他当行所定の書類に、必要事項を記入の上、当行に提出するものとします。本サービスの利用申込は、連絡先住所として当行が認めるものを国内に有する者に限り行うことができます。
- (3) 利用申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を表示したものとみなすものとします。
- (4) 本サービスの利用申込にあたっては、本規定および法人WEBの利用規定を含む関連規定に加え、株式会社全銀電子債権ネットワークの定める業務規程(以下「でんさいネット業務規程」といいます)および業務規程細則(以下「でんさいネット業務規程細則」といいます)の内容を承認の上、利用申込書その他当行所定の書類を当行に提出するものとします。
なお、当行を窓口金融機関として株式会社全銀電子債権ネットワークを利用するためには、でんさいネット業務規程において定める要件を満たし、また第2項に定めるでんさいネット利用口座となることのできる適格な預金口座を当行に保有している必要があるとともに、当行と本規定に係る契約を締結しなければなりません。でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則の内容は、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

2. でんさいネット利用口座の届出

- (1) でんさいネットサービスの利用申込に際しては、契約者は、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする電子記録債権(以下単に「電子記録債権」といいます)に関し自らがその債権者であるときの債権者口座として利用し、自らがその債務者であるときの債務者口座として利用する口座(以下「でんさいネット利用口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。
なお、でんさいネット利用口座は、でんさいネットサービスの利用に係る手数料(以下「でんさい手数料」といいます)を引き落とす口座(以下「でんさい手数料引落口座」といいます)を兼ねるものとします。
- (2) 契約者がでんさいネット利用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における当座預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。ただし、債権者利用限定特約が締結される場合は、当行本支店における普通預金口座のうち当行が認めたものを指定することができます。
なお、契約者と異なる法人の名義の預金口座をでんさいネット利用口座として指定することはできません。
また、でんさいネット利用口座を解約する場合は、契約者は、当該でんさいネット利用口座を債権者口座および債務者口座とする電子記録債権がないことを確認し、でんさいネット利用口

座の指定の解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行がその指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。

第3条 本サービスの利用

1. 利用環境

本サービスの利用は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ることとし、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービス取扱日・取扱時間・受付時限

- (1) 本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 本サービスを利用した取引の依頼を当行所定の時限(以下「受付時限」といいます)までに受け付けた場合、当行は当該依頼を受け付けた日が終了するまでに、当該依頼において指定された日に依頼された取引を実行するために必要な処理を行うものとし、当行は受付時限までに当該処理を完了させる義務を負いません。また、この場合でも、本規定の各条項により当行が当該処理を行うことができない場合があります。

3. でんさい手数料

- (1) 契約者は、でんさいネットサービスの利用にあたって、当行に対し、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。でんさい手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が利用申込書によって当行に届け出たでんさい手数料引落口座から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書は発行しないものとします。なお、当行はでんさい手数料の金額を随時改定することがあります。
- (2) でんさいネットサービスの利用に関する契約が解約された場合において、その後に当行に対してでんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則上認められている開示に係る請求を行う場合には当行所定の金額を支払うものとします。

4. 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスを利用して取引を実施した後、本サービスの取引結果照会機能、普通預金通帳の記帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
- (2) 前号の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- (3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第4条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更

1. 管理者届出

契約者は、本サービスの利用に関しての契約者における責任者(以下「管理者」といいます)および管理者に関する事項として当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

2. 利用者届出

管理者は、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で付与する者(以下「利用者」といいます)および利用者に関する事項として当行所定の事項を、当行所定の方法により届け出るものとします。

3. 管理者の変更および届出内容の変更

管理者を変更する場合および管理者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、速やかに当行に届け出るものとします。

4. 利用者の変更および届出内容変更

利用者を変更する場合および利用者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、管理者が当行に届け出るものとします。

第5条 本人確認の方法

1. 本人確認情報の登録

管理者は、管理者および利用者に関し、法人WEBの利用規程で定められた本人確認のための「ログインIDまたは電子証明書(以下「法人WEBログインID」といいます)」「ログインパスワード(以下「法人WEBパスワード」)」の届出に加え、「でんさいネットサービスで使

用する承認パスワード(以下「承認パスワード」といいます)を当行所定の方法に従い届け出るものとします。

2. 本人確認情報の変更

管理者および利用者の「法人WEBログインID」「法人WEBパスワード」「承認パスワード」を変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。

3. サービス利用時の本人確認

本サービス利用時における本人確認方法は、管理者および利用者が入力した「法人WEBログインID」「法人WEBパスワード」「承認パスワード」が、事前に届けられたものと一致する場合に利用者本人であると見なします。

4. パスワード利用の一時停止と利用再開手続

本サービスの利用にあたり、届出と異なる「法人WEBパスワード」「承認パスワード」が当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを使用して行われる電子記録の請求等について、受付を停止します。

第6条 免責事項

1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があります。それにより生じた損害について、当行(以下本条において電子認証事業者を含む)の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2. 本人確認手段の不正使用等

本規定第5条に定める本人確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、「法人WEBログインID」「法人WEBパスワード」「承認パスワード」について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、「法人WEBログインID」「法人WEBパスワード」「承認パスワード」の本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

契約者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. 情報の利用

当行は、本サービスによって取得した契約者の情報について、契約者に対する営業活動その他契約者との間の他の取引等のために利用できるものとします。

7. その他

- (1) 当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- (3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 災害、事変または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害につい

て、当行は責任を負いません。災害等により当行が本サービスの提供を行うことができなくなった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または契約者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (5) 当行が契約者に対して行う電子メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。

なお、契約者がでんさいネットサービスを初めてログインした際に、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレスの反映処理が完了するため、契約者は利用者開始日以降、速やかに初回のログインを行い、正しく電子メールを受け取れる設定を整えるものとします。

- (6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条 届出事項の変更等

1. 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が本条第1項に定める連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第8条 解約等

1. 当事者の都合による解約

本サービスの利用に関する契約(以下「本利用契約」といいます)は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。

2. 解約の効力

- (1) 前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したとき、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前号前段の規定にかかわらず、本サービスにおける解約の効力は、契約者からする解約については本規定に係る電子記録債権の全部が消滅したことを当行が確認したときに生ずるものとし、当行からする解約については契約者に対し通知する解除日に生ずるものとします。

3. 本サービスの利用停止

本サービスの利用停止については、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の定めるもののほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合とします。

4. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく本サービスを停止し、本利用契約を解約(解約の効力は、本条第2項の規程によるものとします)することができるものとします。なお、通知により解約する場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更

- 生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続(今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続および外国法に基づく倒産手続を含む)開始の申立てがあった場合
- (2) 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。
 - (3) 前2号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。
 - (4) 解散その他営業活動を休止した場合。
 - (5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合。
 - (6) 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合。
 - (7) 契約者が不正な取引を行ったときと当行が判断した場合
 - (8) 規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合

5. 反社会的勢力との取引拒絶

契約者(法人の場合は当該法人の役員等を含みます。以下同じです。)が次の(1)または(2)までのいずれにも該当しない場合に本サービスを利用することができ、次の(1)または(2)までの一つにでも該当する場合は、当行は本サービスの契約をお断りするものとします。また、契約後に契約者が次の(1)または(2)までの一つにでも該当した場合(虚偽の申告を含む)には、契約者に通知することなく本サービスを停止し、本契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。

- (1) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当し、または次の各号①から⑤までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号①から⑤までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

6. 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第9条 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第10条 サービスの停止および廃止

当行は、契約者に対して90日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない理由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第11条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則、法人WEBの利用規定、銀行取引約定書、普通預金規定、当座勘定規定を適用するものとします。

第12条 規定の変更

当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約できるものとします。

第13条 権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、買入その他の処分をしてはならないものとします。

第14条 秘密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第15条 準拠法と管轄

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 でんさいネットサービス

1. サービスの内容

当サービスは、①でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則において、利用者が窓口金融機関を通じて行うこととされている事項や、窓口金融機関に対して届出等を行うこととされている事項に関し、当行が、窓口金融機関として利用者から受け付けるもの、および②契約者からの照会に基づいて、当行所定の期間、契約者が依頼した電子記録の請求結果等にかかる情報を提供するものです。

2. でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則

でんさいネットサービスの利用にあたっては、契約者は、本規定および関連規定に加え、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の各条項に従うものとします。

3. 債権者利用限定特約、保証利用限定特約

- (1) 契約者は、債権者利用限定特約を締結する場合には、当行所定の手続によるものとします。
- (2) 保証利用限定特約を締結することはできません。

4. 電子記録の範囲の制限に係る申出

- (1) 契約者は、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限することを希望する場合には、当行に対し所定の申出を行うこととします。
- (2) 記録請求の通知を受ける相手方を限定(指定許可機能)することを希望する場合は、当行に対し所定の申出を行うこととします。

5. 電子記録の請求

- (1) 契約者は、電子記録(発生記録、譲渡記録、支払等記録、変更記録、保証記録、分割記録、信託の電子記録をいいます。以下同じ。)の請求にあたっては、法人WEBを通じて行うものとします。ただし、「電子記録債権の当行への譲渡(当行による割引や担保としての当行への譲渡)」および「でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則において書類の提出をもってする請求」については、この限りでないものとします。
- (2) 電子記録の請求にあたっては、契約者は、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則に定める事項についてのデータのほか、次のデータを送信するものとします。
 - ① 保証記録の請求(譲渡保証に係るものを除きます)保証人の口座および契約者のでんさいネット利用口座。
 - ② 支払等記録の請求支払等をした者の口座(契約者が債権者である場合)または支払等を受けた者の口座(契約者が債務者である場合)。

- および契約者のでんさいネット利用口座。
- (3) 契約者は、発生記録の請求に関し、債権者請求方式(でんさいネット業務規程第27条に規定される方式をいいます)にて行うことを希望する場合は、当行所定の申出をするものとします。
 - (4) 契約者は、信託の電子記録の請求をしようとする場合には、当行に対し事前に連絡の上、当行所定の手続にしたがい従い予め当行の承認を得るものとします。

6. 口座間送金決済の中止の申出

契約者は、口座間送金決済の中止の申出を当行にする場合には、当行所定の手続に従うものとします。

7. 異議申立て

- (1) 債務者である契約者が異議申立ておよび異議申立預託金の預入れを行う場合または異議申立預託金預入れの免除の申立てを行う場合、当行所定の手続に従って行うものとします。
- (2) 異議申立預託金の預入れは、事前に当行と協議の上、原則として対象債権の支払日(決済期日)が銀行休業日の場合はその前の最初の銀行営業日)中に行うものとします。

8. 口座間送金決済

- (1) 口座間送金決済に関し、電子記録債権の支払期日当日の15:00までに債権金額(引落しに必要な預金残高)をでんさいネット利用口座に用意するものとします。なお、支払期日当日の15:00以降に債権金額を用意し、その後引落しとなった場合は債権者口座への入金当日中に完了できない場合があり、生じた損害について当行は責任を負いません。また、別途当行所定の手数料が発生する場合があります。
- (2) 口座間送金決済に関し、同一の日にてでんさいネット利用口座からの電子記録債権以外の引落しがある場合には、引落しの順序は、当行の定めによります。
- (3) 口座間送金決済のためのでんさいネット利用口座からの引落しは、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、債務者である契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、行われます。当行は、領収書等は発行しないものとします。

9. 電子記録に記録されている事項の通常開示の請求

契約者は、電子記録に記録されている事項の開示の請求のうち、通常開示の請求にあたっては、法人WEBを通じて行うものとします。

10. でんさいネットサービスにおける受付の確定

- (1) 当行は、契約者の端末の画面に、電子記録の請求その他の当行が受け付ける内容を表示する方法により、当行受付内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される「承認の実行」ボタンをクリックすること等、当行所定の方法で当行受付内容の確定を当行に通知します。当行が受付内容の確定の通知を正当なものとみなした時点で、当行による受付の内容が確定するものとします。
- (2) 電子記録の請求は、でんさいネットシステムに提供された時に受け付けられたものとします。(でんさいネット業務規程第24条1項に規定)

11. でんさいネット利用口座の解約時の対応

でんさいネット利用口座である当座預金口座が解約された場合は、契約者は、当行本支店における普通預金口座(それが無いときは契約者は直ちに開設するものとします)のうち当行が認めたものを、新たなでんさいネット利用口座として直ちに当行に届けるものとします。

12. その他の申出・届出・通知・申立て等の手続・方法

でんさいネット業務規程またはでんさいネット業務規程細則にて窓口金融機関が定めることとされている、契約者からの各種申出・届出・通知・申立ておよび当行からの各種通知等に関する手続・方法に関し、本規定に定めのないものについては、当行所定の手続・方法によるものとします。

以上

[西暦2019年7月8日現在]

でんさいネット利用者情報の取扱いに関する規定

でんさいネット利用者情報の取扱いに関する規定(以下「本規定」といいます)は、宮崎太陽でんさいネットサービス利用規定で定めたサービス(以下「本サービス」といいます)を提供するにあたり、株式会社全銀電子債権ネットワークおよび株式会社宮崎太陽銀行(以下「当行」といいます)の利用者情報の取扱いに関して定めたものです。本サービスの申込者は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で本サービスの申込を行うものとします。

第1条 でんさいネット利用者情報の取扱い

1. 利用者情報

- (1) 株式会社全銀電子債権ネットワークは、電子債権記録業の実施、でんさいの円滑な流通の確保および参加金融機関の与信取引上の判断のために、必要な範囲で利用者または利用契約を解約しまたは解除された元利用者(以下「利用者等」という。)の利用者情報を利用するとともに、参加金融機関等の第三者(以下「第三者」という。)に対して、利用者等の利用者情報を提供します。
- (2) 当行は、参加金融機関業務の実施、でんさいの円滑な流通の確保、参加金融機関の与信取引上の判断および当行が「宮崎太陽でんさいネットサービス利用規定」に規定する目的のために、必要な範囲で利用者等の利用者情報を利用するとともに、株式会社全銀電子債権ネットワークまたは第三者に対して、利用者等の利用者情報を提供します。

2. 開示事項

株式会社全銀電子債権ネットワークは、他の利用者または電子記録もしくは電子記録の請求に当たって提供された情報の開示を請求した者に対し、業務規程および業務規程細則にもとづき、次に掲げる情報を提供します。

- (1) 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- (2) 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- (3) 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- (4) 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
- (5) 譲渡記録における譲渡人に係る情報(決済口座情報を含む)
- (6) 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- (7) 支払不能事由に係る情報
- (8) 異議申立の有無に係る情報
- (9) 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消しに係る情報
- (10) その他業務規程および業務規程細則で開示の対象となる情報

以上

[西暦2019年7月8日現在]